

規制改革推進会議 医療・介護WG資料

介護分野における規制改革実施計画の フォローアップについて

平成30年3月13日

厚生労働省 社会・援護局
老健局

規制改革実施計画への対応状況について

① 介護サービス利用者の選択に資する情報公表制度及び第三者評価の改善

(1) 介護事業者選択に資する情報の分かりやすい表示への見直し

介護サービス情報公表システムにおける情報項目について、介護事業者を選択する基準となる情報を調査・研究した上で、その結果を踏まえ、利用者・家族向け情報と専門職（ケアマネジャー等）向け情報に再編することの適否などを検討し、介護事業者選択に資する情報を分かりやすく表示する。【平成29年度検討・結論、平成30年度措置】

(2) 情報公表システムにおける利用者の選択に資する機能の追加

利用者の主体的なサービス選択に資するよう、介護サービス情報公表システムに、各種サービスを組み合わせて利用する場合の総費用の簡易な試算の機能を追加することなどを検討し、結論を得る。【平成29年度検討・結論、平成30年度上期措置】

⇒ 介護サービス情報公表システムについては、平成30年度において順次以下のようなリニューアルをする予定である。

- 利用者・家族向けの概算料金の簡易な試算機能を追加する
- 利用者・家族と専門職（ケアマネジャー）がそれぞれのニーズに対応した情報の検索をより円滑に行えるよう、システム内の検索ページを、利用者・家族向けのものと専門職（ケアマネジャー）向けのものに分けて設定する。

規制改革実施計画への対応状況について

(4) 第三者評価受審促進に向けた具体的数値目標の設定と支援等の実施

- a 第三者評価事業受審の意義等を明らかにした上で、事業類型別・都道府県別の福祉サービス第三者評価受審率の数値目標の設定及び公表に向けて、都道府県等の意見を踏まえつつ、検討し、結論を得る。
- b 各都道府県における第三者評価受審率等の公表を行う。【a:平成29年度検討・結論 b:平成29年度措置】

⇒ a : 福祉サービス第三者評価の全国推進組織である全国社会福祉協議会に設置された有識者で構成する検討会や都道府県推進機関からのヒアリングの結果を踏まえ、都道府県推進機関ごとに受審目標を設定及び公表し、その実施状況を評価する仕組みに見直すべく、平成29年度中に関連通知の改正予定である。

⇒ b : 福祉サービス第三者評価の全国推進組織である全国社会福祉協議会のホームページにおいて、平成29年度中に都道府県・サービス別の受審件数及びサービス別受審率を公表予定である。

規制改革実施計画への対応状況について

(5) 第三者評価受審に係るインセンティブの強化

- a 第三者評価機関が第三者評価を行う場合、介護事業者が他の監査・評価等で提出した資料と同様のものを使うよう都道府県等を通じて促すなど介護事業者への負担を軽減することを検討し、結論を得る。
- b 第三者評価受審介護事業者に対して講じられる負担軽減策等の受審メリットを、都道府県等と連携の上、介護事業者に対して、分かりやすく示す。
- c 介護サービス情報公表システムにおいて、第三者評価の受審状況をより分かりやすく表示するとともに、介護事業者の同意に基づき、評価結果も分かるようにする。【a:b:平成29年度検討・結論、平成30年度措置 c:平成30年度措置】

⇒ a 及び b : 福祉サービス第三者評価の全国推進組織である全国社会福祉協議会に設置された有識者で構成する検討会や都道府県推進機関からのヒアリングの結果を踏まえ、

- 受審事業所から提出を求める書類の既存資料の活用等や関係制度で課される義務等の軽減の着実な実施により負担を軽減するとともに、
- 自己評価を通じた介護サービスの評価の体験学習の場の開催や法人指導監査時の監査周期の延長も教示した上での本制度の推奨その他地域の実情に応じた取組を進めるべく、平成29年度中に関連通知の改正予定である。

⇒ c : 介護サービス情報公表システムについては、「第三者評価の受審状況」に関する項目をわかりやすく表示し、事業者の同意に基づき、評価結果の総評等を掲載すべく、平成30年度においてシステム改修を実施する予定である。

規制改革実施計画への対応状況について

(6) 第三者評価の利用者選択情報としての位置付けの強化

- a 契約締結時における介護事業者からの重要事項説明として、第三者評価の受審状況等の説明を義務化する。
- b 介護サービス情報公表システムにおいて、第三者評価の受審状況をより分かりやすく表示するとともに、介護事業者の同意に基づき、評価結果も分かるようにする。(再掲)

【a:平成29年度措置、義務化は平成30年度から実施 b:平成30年度措置】

⇒ a : 福祉サービス第三者評価の評価対象である介護事業者は、サービス提供の開始にあたって、あらかじめ、利用申込者等に対して「福祉サービス第三者評価の実施の有無」等をサービスの選択に資すると認められる重要事項として説明するよう見直すべく、平成29年度中に関連通知の改正予定である。

⇒ b : (5) のcと同様

(7) 第三者評価機関及び評価調査者の質の向上の推進

第三者評価機関・評価調査者の質の向上を図る観点から、既存の研修体系の在り方を見直すとともに、不適格な第三者評価機関(評価調査者)の退出ルールの在り方について検討し、結論を得る。【平成29年度検討・結論】

⇒ 第三者評価機関の認証の更新時に、直近の社会福祉制度の改正内容や、評価を行う上で分野ごとに留意すべきポイント等に関する「更新時研修」を新たに創設するとともに、評価機関において直近3か年度の評価件数が一定数以下の場合は当該研修を必ず受講しなければならない(当該研修を受講しない場合は、第三者評価機関としての認証を更新しない)仕組みを見直しを行うべく、平成29年度中に関連通知改正予定である。

規制改革実施計画への対応状況について

②介護保険内・外サービスの柔軟な組合せの実現

(10) 介護保険サービスと保険外サービスの組合せに係る新たな通知の発出と周知

介護保険サービスと保険外サービス（以下「両サービス」という。）の柔軟な組合せが適切に行われるようにするため、下記a～cについての検討の結論を踏まえ、地方自治体や介護事業者にとって分かりやすくなるよう、一覧性や明確性を持たせた通知（技術的助言）を発出し、周知を図る。

- a 訪問介護における、両サービスの組合せに係る現行のルールの整理（両サービスの連続的な提供に係るルールの明確化を含む。No.11のa参照）
- b 通所介護における、両サービスの柔軟な組合せに係るルールの整備（No.12参照）
- c 利用者の自費負担で介護保険と同等のサービスを提供する場合の価格規制の明確化（No.14参照）

【平成29年度検討・結論、平成30年度上期中に速やかに措置】

(11) 訪問介護サービスにおける柔軟な組合せの実現等

訪問介護について、両サービスの柔軟な組合せが適切に行われるようにするため、

- a 両サービスの組合せに係る現行のルールの整理（両サービスの連続的な提供に係るルールの明確化を含む。）について検討し、結論を得る。

また、

- b 両サービスの同時一体的な提供の在り方について、下記のような課題を踏まえて検討する。

- ・ 自立支援・重度化防止の阻害のおそれ
- ・ 保険給付増加の呼び水となるおそれ
- ・ 適正な保険給付を担保するサービスの区分
- ・ ケアマネジャーなどによる適切なマネジメント

【a:平成29年度検討・結論 b:平成29年度検討開始】

規制改革実施計画への対応状況について

(1 2) 通所介護サービスにおける柔軟な組合せの実現

通所介護について、両サービスの柔軟な組合せが適切に行われるようにするため、下記のa～cについて検討し、結論を得る。

a 事業所への送迎の前後又は送迎と一体的な保険外サービスの提供に係る関係法令の解釈の明確化

b 通所介護サービスを提供中の利用者に対し、保険外サービスを提供する場合のルール の在り方

c 保険サービスを提供していない日・時間帯における、事業所の人員・設備を活用した保険外サービスの提供や、同一事業所内に両サービスの利用者が混在する場合のサービスの提供に係る現行のルールの整理

【平成29年度検討・結論】

(1 4) 利用者の自費負担で介護保険と同等のサービスを提供する場合の価格規制の明確化

法定代理受領サービスでない指定サービスを利用者の自費負担により提供する際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定サービスに係る費用の額の間、不合理な差額を設けてはならないことについて、不合理な差額の解釈を明確化する。 【平成29年度検討・結論】

⇒ 介護保険サービスと保険外サービスの組合せに関する各保険者等の運用実態については、別紙のとおり調査を行ったところである。

この調査結果等を踏まえ、学識経験者、自治体職員、ケアマネジャー及び介護事業者等を構成員とした検討会において、現行のルールの整理等を行っているところであり、引き続き、一覽性や明確性を持たせた通知（技術的助言）の発出に向け、対応を進める。

規制改革実施計画への対応状況について

(17) 介護事業者選定のための公募に係る留意点の明確化

地方自治体が独自に実施する介護事業者の選定のための公募について、各地方自治体において公平性及び透明性を確保するため、公募の手續や介護事業者選定に関する以下のような留意点を明確化し、地方自治体に周知する。

- a 選考基準等を策定及び公表すること。なお、選考基準等の策定に当たり、応募事業者間の公平性と施設等の設置目的に照らして、介護事業者への負担にも配慮すること。
- b 公募の時期を事前に周知するとともに、公募の受付期間を十分に確保すること。
- c 選考過程及び結果を公表すること。【平成29年度措置】

⇒ 平成30年3月に開催した全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、都道府県等に対して公募の手續や介護事業者選定に関する留意点の周知を行った。

(18) 福祉施設に関する業務委託・指定管理者公募に係る事業者選定に関する通知

福祉施設についての業務委託や指定管理者制度などの公募要件に理由もなく株式会社を除外しないよう地方自治体に対して求めた通知（「社会福祉施設に係る指定管理者制度の運用について」（平成26年9月29日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知））の内容を徹底するため、地方自治体において、入札・契約制度や指定管理者制度の趣旨を踏まえつつ、サービスの質の確保の観点から、事業者を選定することの重要性を通知する。【平成29年度措置】

⇒ 地方自治体において、入札制度や指定管理者制度の趣旨を踏まえつつ、サービスの質の確保の観点から事業者を選定することの重要性については、平成29年度中に改めて地方自治体に通知した。

規制改革実施計画への対応状況について

④介護事業の展開促進・業務効率化の促進

(19) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護の事業展開上の支障となる規制の見直し

定期巡回・随時対応型訪問介護看護における日中のオペレーターと随時訪問サービスを行う訪問介護員の兼務や小規模多機能型居宅介護における登録者以外の者に対する訪問サービスの提供を可能にすることの適否について、平成30年度介護報酬改定の議論の際に検討し、結論を得る。【平成29年度検討・結論】

⇒ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護における日中のオペレーターと随時訪問サービスを行う訪問介護員の兼務について、平成30年度介護報酬改定において、利用者へのサービス提供に支障がない場合には認めることとしている。

なお、小規模多機能型居宅介護における登録者以外の者に対する訪問サービスの提供を可能にすることについては、平成30年度介護報酬改定において、なじみの関係にある者に対する包括的なサービス提供の一環とはいえ、通常の訪問介護と変わらないため、小規模多機能型居宅介護としてのサービス提供は認めるべきではないとの考え方により、特段対応は行わないこととされた。

規制改革実施計画への対応状況について

(20) 介護報酬体系の簡明化

介護事業者や保険者等の事務負担軽減を図るとともに、利用者及び家族がサービスを主体的に選択できる状態を実現するため、利用者にとって必要なサービスが提供されるべきことに配慮しつつ、介護報酬体系の簡明化に向けた議論を行い、結論を得る。

【平成29年度検討・結論】

⇒ 平成30年度介護報酬改定においては、報酬体系の簡素化の観点も踏まえて、看護職員による居宅療養管理指導の廃止や、介護療養型老人保健施設の基本報酬の一元化等を行った。